

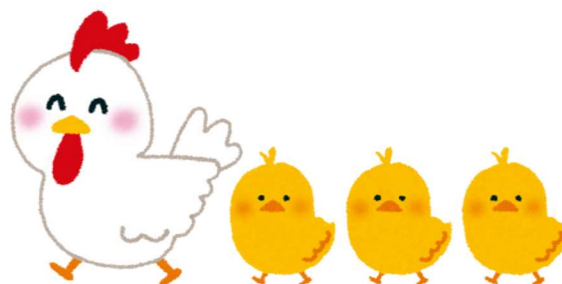
令和7年度

文京区 園児保護者負担軽減補助金等のお知らせ

私立幼稚園類似の幼児施設（以下「類似施設」という。）の園児の保護者に対して、「文京区園児保護者負担軽減補助金」及び「入園時追加補助金」を交付します。初めにこの案内をよくお読みいただき、申請書をお通りの類似施設に提出してください。
在籍の実態及び利用実績等については、区から直接各類似施設に確認いたします。

〈目次〉

- 1 「保育の必要性」の認定（施設等利用給付認定）について・・・2
- 2 補助対象者について・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
- 3 各種補助制度について・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
- 4 交付方法、交付時期及び決定通知の送付時期について・・・・・・3
- 5 補助金額（限度額）について・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
- 6 申請手続きについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
- 7 申請書記入例・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
- 8 補助金関係Q & A・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
- 9 提出先及び提出期限について・・・・・・・・・・・・・・・・・・9



文京区子ども家庭部幼児保育課施設給付・私立幼稚園担当

〒112-8555 文京区春日 1-16-21 文京シビックセンター12階 TEL:03-5803-1823 (直通)

★このパンフレットは、令和8年5月末まで大切に保管して、ご活用ください★

※なお、当パンフレットの内容は5月現在の内容です。その後、変更が生じる場合もございます。

1 「保育の必要性」の認定（施設等利用給付認定）について

無償化の対象となるためには、類似施設への在籍開始日までに「子育てのための施設等利用給付認定(以下「認定」という。)」を受ける必要があります。

保護者全員に就労等「保育の必要性」が無い場合は1号認定、「保育の必要性」がある場合は2号又は3号認定となります。

認定日は遡ることができず、認定がない期間は無償化に関する補助金の対象外となりますのでご注意ください。

※幼児教育・保育無償化に係る認定手続きについては、右記 QR コードまたは以下 URL から確認ができます。

「<https://www.city.bunkyo.lg.jp/b023/p001703.html>」



2 補助対象者について

⇒園児及び保護者（申請者）が、以下のすべてにあてはまる場合に対象となります。

- (1) 満3歳児クラスから5歳児クラスに在園していること(類似施設が独自に実施している、プレ保育は対象外です。)
- (2) 園児及び保護者(申請者)が文京区に住民登録があり、原則として現にそこに居住し、そこから通園していること
- (3) 園児及び保護者(申請者)が同一世帯であり、かつ生計を一つにしていること

※保護者の一方が単身赴任等で、園児と別世帯の場合は、現に園児と一緒に暮らしている方が保護者(申請者)となります。

- (4) 保護者(申請者)が類似施設に入園料・保育料・その他学納金等(以下「保育料等」という。)を納入していること
- (5) 認可保育所、認定こども園、企業主導型保育事業及び幼稚園に在園しながら、類似施設を利用していないこと
- (6) 文京区から、認定(施設等利用給付1号認定、2号認定又は3号認定)を受けていること



3 各種補助制度について

3-1 保育料に対する補助金

⇒世帯構成や所得状況により、金額が異なります。

- (1) 補助金額の詳細は、『5 補助金額（限度額）について』をご覧ください。
- (2) 補助対象経費は、園則に記載されている基本保育料及びその他学納金(全保護者が、毎年支払うもの)です。
- (3) 保護者及びその他扶養者の区市町村民税所得割課税額の合計額(税額控除適用前)により、補助金額を決定します。
- (4) 補助金額は、保護者が類似施設に納入した保育料等の金額を上限とします。補助金額が保育料等の金額を上回った場合は、補助金額を調整（減額）します。また、月の途中で転入・転出した場合、日割にて補助金額を決定します(1日付転入の場合は、転入月から起算します。)

3-2 入園時に対する区追加補助金

⇒同一園児1度のみ30,000円

- (1) 令和6年4月から令和7年3月までに新たに類似施設へ入園した園児の保護者で、入園日以前から文京区に住民登録があり、現にそこに居住し、そこから通園している方が対象となります。
- (2) 補助金額は、納入した保育料等の合算額と、『3-1 保育料に対する補助金』の補助額を比較し保育料等が上回っていた場合に、追加で30,000円を上限に補助いたします。
- (3) 過去に同一園児について文京区から本補助金を受けた方は、対象外です。
- (4) 交付の時期は、原則下期となります。

4 交付方法、交付時期及び決定通知の送付時期について

文京区では償還払いを採用しています。保育料等は類似施設にお支払いください。その後文京区より、下記日程で申請書に記載いただきました口座へ補助金を振り込みます。

支給回	対象期間	申請書提出〆切	交付額決定通知書	振込時期
第1回(上期)	令和7年4月～令和7年9月	9月5日(提出分)	11月中旬	11月中旬
第2回(下期)	令和7年10月～令和8年3月	3月6日(最終締切)	5月中旬(全補助金)	5月中旬



5 補助金額（限度額）について

階層 区分	区市町村民税所得割課税額※1 (世帯の合計税額、税額控除適用前)	補助金額（月額）	
		子区分※2	保護者負担軽減 ※3
①	生活保護世帯	第1子	25,400 円
		第2子	
		第3子以降	
②	区市町村民税非課税世帯 又は 区市町村民税所得割非課税世帯 (年収約 270 万円以下)	第1子	22,400 円
		第2子	25,400 円
		第3子以降	
③	区市町村民税所得割課税額が 1 円～77,100 円の世帯 (年収約 360 万円以下)	第1子	21,000 円
		第2子	
		第3子以降	25,400 円
④	区市町村民税所得割課税額が 77,101 円～211,200 円の世帯 (年収約 680 万円以下)	第1子	21,000 円
		第2子	
		第3子以降	24,800 円
⑤	区市町村民税所得割課税額が 211,201 円～256,300 円の世帯 (年収約 730 万円以下)	第1子	21,000 円
		第2子	
		第3子以降	24,200 円
⑥	区市町村民税所得割課税額が 256,301 円～372,100 円の世帯 (年収約 1,000 万円以下)	第1子	21,000 円
		第2子	
		第3子以降	
⑦	区市町村民税所得割課税額が 372,101 円以上の世帯 (所得制限なし)	第1子	21,000 円
		第2子	
		第3子以降	

※1 補助金月額の算定は、以下のとおりです。

4月から8月まで…前年度の区市町村民税所得割課税額

9月から翌年3月まで…当該年度の区市町村民税所得割課税額

指定都市で課税されている方は、旧税率(6%)にて算出した市民税所得割課税額を用いて決定します。

※2 年齢にかかわらず、保護者と生計を一つにする子のうち一人目を第1子、二人目を第2子、三人目以降を第3子以降として算定します。

例：小学校5年の長男（第1子）、小学校3年の次男（第2子）、幼稚園年長の長女（第3子）

※3 ひとり親世帯等の特例が適用される場合、〈②階層は①階層〉として、〈③階層は②階層〉として算定します。

6 申請手続きについて

(1) 全園児

類似施設よりお配りする申請書を類似施設に提出してください。

(2) 該当者のみ

以下に該当する方は、申請書提出時に必要書類を添付してください。

対象者	必要書類等（注4）
ア 令和6年1月2日以降に文京区に転入された方	保護者全員(注1)の令和6、7年度住民税額が確認できる書類の写し※ ※令和7年1月1日時点で文京区に住民票がある場合は、令和6年度分のみ i 区市町村民税納税通知書の写し(見本α参照) ii 区市町村民税特別徴収税額の決定通知書の写し(見本β参照) iii 課税(非課税)証明書の写し(該当年1月1日時点で住民登録のあった区市町村で発行が可能です。)
イ 単身赴任等で文京区以外に住民税を納めている保護者がいる方	
ウ 父母の住民税額がいずれも非課税または所得割非課税に該当する方(注2)	
エ 令和5年1月～令和6年12月までの期間に海外で収入がある保護者がいる方	i 令和5年1月～令和5年12月までの国内外合わせた総収入を確認できる書類 ii 令和6年1月～令和6年12月までの国内外合わせた総収入を確認できる書類(注3) ※外国語表記の場合は、日本語訳を添えてください。
オ 兄又は姉が以下の園、施設を利用している方 【特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設通所部、児童発達支援、医療型児童発達支援】	都道府県又は区市町村において交付される受給証のコピー

(注1) 保護者全員とは、園児と生計を一にしている父母のことです。単身赴任、就学等により園児と同一の住所に住民登録していなくても、生計を一にしている場合は扶養者とみなします。

(注2) 父母ともに住民税が非課税の場合で、生計を一にしている同居親族や実際に園児を扶養している親族がいる場合は、その中で最も所得が高い方を「家計の主宰者」として、父母の税額に合算します。

(注3) 勤務先が発行する給与証明書、海外での税申告書等(区の様式(給与所得等証明書)でご提出いただくことも可能です。右記 QR コード及び以下 URL からご確認ください。)

「<https://www.city.bunkyo.lg.jp/b023/p001707.html>」



(注4) ア、イ又はエに該当する方が必要書類を提出しなかった場合は、⑦階層として補助金額を算定します。

(文京区の様式となります。自治体によって多少様式が異なる場合があります。)

(文京区の様式となります。自治体によって多少様式が異なる場合があります。)

[illegible]

7 申請書記入例

【類似施設へ提出】

記入例

令和6年度文京区私立類似の幼児施設
補助金及び新入園児に対する入園時追加補助金交付申請書 及び口座振替依頼書

文京区長 殿

文京区私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金交付要綱及び文京区私立幼稚園等新入園児に対する入園時追加補助金交付要綱の規定に基づく補助金について、以下のとおり申請します。なお、審査に当たり、次の事項に同意します。

- 1 申請者と対象児童が、文京区内に居住していることを文京区が住民基本台帳で確認すること。
- 2 利用状況及び利用料の支払状況が文京区が対象施設に確認すること。
- 3 課税状況を文京区が確認すること。

申請書記入日を記

「1 請求者」と「3 口座振込先」は同一にする必要があります。

1 申請者（「4 口座振込先」と同一にする必要があります。）

フリガナ	ブンキョウ タロウ	〒	112 - 8555
保護者氏名 (園児と同居している方)	文京 太郎	現住所	文京区春日1-16-21-1201
生年月日	昭和 平成 63 年	電話番号	03-5803-1823

文京区から郵送している「施設等利用給付認定通知書」を確認。
※認定がない期間は補助対象外になります。

2 対象児童(対象児童1人につき1枚の申請書が必要です。)※認定種別は、今年度当初時点で記入ください。

認定種別	☐ 1号認定 ☒ 2号認定 ☐ 3号認定	生年月日	平成 令和 2 年 12 月 3 日
フリガナ	ブンキョウ ジロウ	クラス(該当箇所○)	※今年度在籍クラス
氏名	文京 太郎	満3歳 3歳(年少) 4歳(年中) 5歳(年長)	
幼稚園名	シビック 幼稚園	入園年月	令和 6 年 4 月

3 世帯の状況

◆申請者と対象児童を除き、生計を一にする方全員を記入

3-1 住民票上世帯が別とされている方は、◆小学校3年生以下の方は、学校名・園名、学齢を記入。※申請者・対象児童を除く。

氏名	生年月日	申請者(保護者)から見た続柄	園名・学校名
文京 花子	昭和61年6月10日	妻	区・私・国立
文京 太郎	平成27年7月7日	長男	区・私・国立 目白台小学校
文京 華代	令和4年7月15日	長女	区・私・国立
			国立

単身赴任等で現在文京区に住民登録がない方、区内で別居されている場合もこちらに

3-2 住民情報について以下を記入してください。

R5及びR6年1月1日時点で、保護者全員(主宰者含む)及び対象児童が、文京区に住民票がありました。	
1. 全員が文京区民でした。 ⇒4 「口座振込先」を記入ください。	2. 全員又は特定の個人が文京区民でなかった。 ⇒以下の項目及び「口座振込先」を記入ください。
上記で「2.」に○を付けた方のみ、記入してください。	
文京区転入前の住所 (現在も文京区に住民票がない場合も記載)	東京都千代田区永田町2-3-1
R5年度の前住所での課税状況が確認できる書類(税額決定通知書)等を→	☐ 昨年度提出しました。 ☒ 添付しました。 ☐ 添付しません。
R6年度の前住所での課税状況が確認できる書類(税額決定通知書)等を→	☐ 添付しました。 ☐ 添付しません。

前年度の補助金の際に、提出している場合のみを記入

(前住所での収入が金融機関・支店コードまで必ず記入。金融機関・支店コードを記入しないに選択いただくと、所得制限の適用ができません。)

4 口座振込先(振込先として記入できるのは、「1. 申請者」のみです。)

チェック・税書類の添付を忘れず

金融機関名	ゆうちょ 銀行	金融機関コード	9 9 9 9	支店コード	0 7 7	口座番号	1 2 3 4 5 6 7
金融機関コード	9 9 9 9	支店コード	0 7 7	口座名義(カタカナ)	ブンキョウ タロウ		

請求者名義の口座を記入
※ゆうちょ銀行の場合、最後の「1」以外の口座番号をご記入ください。

【文京区処理欄】

システムNo.	【こ】	システムNo.	【ひ】
認定開始日	【R 年 月 日】	〈労・学・求・疾・妊・看・育〉	
認定変更日	【R 年 月 日】	号、【R 年 月 日】	号
対象月	4・5・6・7・8・9・10・11・12・1・2・3		



Q1 退園した(引っ越した)のですが、何か手続は必要ですか？

A1 次の事情が発生した場合は、速やかに文京区幼児保育課へ変更届をご提出ください。なお、内容により他の書類をお願いする場合もございます。様式は窓口、区ホームページ(以下「区 HP」という。)にあります。

① 類似施設を退園・転園 ② 文京区内で転居 ③ 文京区外へ転出(申請者のみがする場合を含む。) ④ 婚姻・離婚等により氏名や世帯の状況が変わる ⑤ 交付決定前に区市町村民税額が変更された 等

Q2 振込口座や口座名義人を変えたいですが、どうすれば良いですか？

A2 口座振替依頼書(区指定様式)を提出してください(支給回毎の変更になります。)。様式は窓口、区 HP にあります。

Q3 文京区に住んでいますが、北区の類似施設に入園しました。文京区に補助金の申請はできますか？

A3 文京区に住民登録があり、原則として現にそこに居住し、そこから通園していれば、区外の類似施設でも申請できます。文京区のご自宅から園児が毎日通園できないと思われる程度(片道約1時間30分程度)、遠方の類似施設に在園している場合は、申請はできません。

Q4 園児は母親と文京区に住み、父親は千葉市に住んでいます。どちらの自治体に申請すればいいですか？

A4 文京区(園児の住所地)に申請してください。園児と同居の保護者名にて申請していただくことになります。

Q5 類似施設は変わらず、7月15日に杉並区から文京区へ転入します。補助金の申請はどうすればいいですか？

A5 当該年度居住していた全ての自治体(この場合は杉並区と文京区)で認定申請と補助金申請が必要です。まずは、転入日から14日以内に文京区で認定の手続きをし、その後、施設から渡される補助金の申請書を提出ください。7月分は原則、各自治体から日割りで支給されます(7月14日までが杉並区、15日以降が文京区)。

Q6 認定の手続きをし忘れていましたが、その期間の補助金の対象となりますか？

A6 認定をお持ちでない期間は、補助金の支給対象外です。至急手続きを行うようにしてください。なお、認定開始日を遡ることはできません。

Q7 申請書を第1回の期限までに提出できませんでした。4月から9月までの補助金は受け取れないのですか？

A7 今年度の最終締切日までに申請書(不備の無い状態)を提出いただければ、第2回支給時に4月から3月までの補助金を交付します。なお、認定が無い期間は、補助金をお支払いすることはできません。

Q8 昨年度も申請書を提出しましたが、今年も提出しなければならないのでしょうか？

A8 申請書は毎年度**1枚**提出をお願いしております。

Q9 同一年度内に転園をしました。以前に通園していた施設で申請書を提出しましたが、再度提出しなければならないのでしょうか？

A9 1園ごとに提出をお願いしております。お手数ですが、転園後の施設分もご提出ください。

Q10 昨年は、収入がなかったため住民税の申告をしていません。何か影響はありますか？

A10 所得がない方でも、被扶養者となっている場合を除いて、住民税の申告が必要となります。申告手続きをしてください。転入者以外で住民税の確認ができない場合、支給対象外となります。申告方法は、各自治体の税務課等にお問い合わせください。

Q11 住民税額が確認できる書類の写しを提出しなければなりませんが、昨年度の補助金申請の際に提出している場合も、再度提出する必要はあるのでしょうか？

A11 昨年度の申請でご提出いただいている場合は、改めてご提出いただく必要はありません。

Q12 今年度の住民税額が確認できる書類の写しを提出しなければなりません、類似施設の〆切までに用意ができません。申請書とは別に、追加で提出しても構いませんか？
A12 申請書と住民税額が確認できる書類の写しを別に提出することは、認めておりません。類似施設の〆切に間に合わない場合は、施設にご相談ください。
Q13 昨年の1月1日は江戸川区に在住していたため、昨年度の住民税額が確認できる書類の写しを提出しなければなりません、今年の1月1日には文京区に在住していました。その場合も今年度の住民税額が確認できる書類の写しを提出しなければなりませんか？
A13 今年の1月1日に文京区に在住している場合、今年度の住民税額は区で確認できるため、昨年度の住民税額が確認できる書類の写しのみご提出ください。
Q14 住民税額が確認できる書類の写しを提出しない場合は、補助金はもらえないのでしょうか？
A14 住民税額が確認できる書類の写しの提出が無かった場合は、⑦階層として算定を行い、その基準額に基づき交付いたします。※ ④階層から⑦階層の第1子は同額です。

9 提出先及び提出期限について

提出書類	交付回数	提出期限	提出先
申請書	第 1 回(上期)	令和7年9月5日	お通りの類似施設 (文京区幼児保育課に直接ではございません。)
	第 2 回(下期)	令和8年3月6日 (令和7年度の最終提出期限)	
注意事項	(1) <u>最終提出期限を過ぎますと令和7年度の補助金は、交付できませんのでご注意ください！</u> (2) 園取りまとめ後の申請書の提出先については、各園の方針により文京区幼児保育課へ直接提出となる場合があります。※申請書の配布は、各園です。		